

紀伊水道西沿岸  
海岸保全基本計画

平成26年3月

徳島県

## 目 次

### 序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 紀伊水道西沿岸の概要	序-1
2. 紀伊水道西沿岸の区域	序-2
3. 紀伊水道西沿岸における海岸保全基本計画の策定手法	序-3
3-1. 紀伊水道西沿岸における計画策定方針	序-3
3-2. 紀伊水道西沿岸における計画策定フロー	序-4
4. 紀伊水道西沿岸域の海岸保全に関する基本理念	序-5

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	1
1-1. 海岸の現況	1
1-2. 海岸事業の経緯	12
1-3. 現況課題	13
2. 海岸の防護に関する事項	14
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	18
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	18
5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針	19

### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域（整備対象海岸）	22
1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方	22
1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価	30
2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要	34

# 序論 海岸保全基本計画策定にあたって

## 1. 紀伊水道西沿岸の概要

紀伊水道西沿岸は、徳島県鳴門市の孫崎から阿南市の蒲生田岬に連なる紀伊水道に面した沿岸で、吉野川や那賀川の河口には平野が広がり、大規模な市街地が形成されている。

沿岸一帯は、大小さまざまな島や岩礁が存在する沈降海岸であり、橘湾付近は沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴（さし）地形を示している。

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されている他、伊島の暖地性植物群落などの特定植物群落やアカウミガメの産卵場所（阿南市の蒲生田岬）が存在するなど、豊かな自然を有している。また、吉野川、那賀川の河口付近には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。

吉野川より北部と沿岸南部の阿南市周辺には、海水浴場や海辺のキャンプ場が多く、小松海岸、見能林海岸、月見ヶ丘海岸などはサーフポイントとなっている。

一方、那賀川から北部の和田島にかけては、侵食が著しい地域であり、侵食対策及び養浜等による砂浜の再生が必要な地域である。

当沿岸は太平洋からの外洋性をおびており、台風などによる高波の影響を強く受けるため災害も多く、さらに、南海トラフを震源とする地震による津波被害が懸念されている。

昭和南海地震からすでに 70 年近くが経過し、平成 26 年 1 月には地震調査研究推進本部から南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震発生確率が「今後 30 年以内で 70%程度」と公表されるなど、その切迫度は徐々に高まっている。

このように、紀伊水道西沿岸は、豊かな自然環境と貴重な砂浜の保全及び高潮や波浪、地震・津波に対する警戒が必要な地域である。



鳴門海岸



大神子海岸



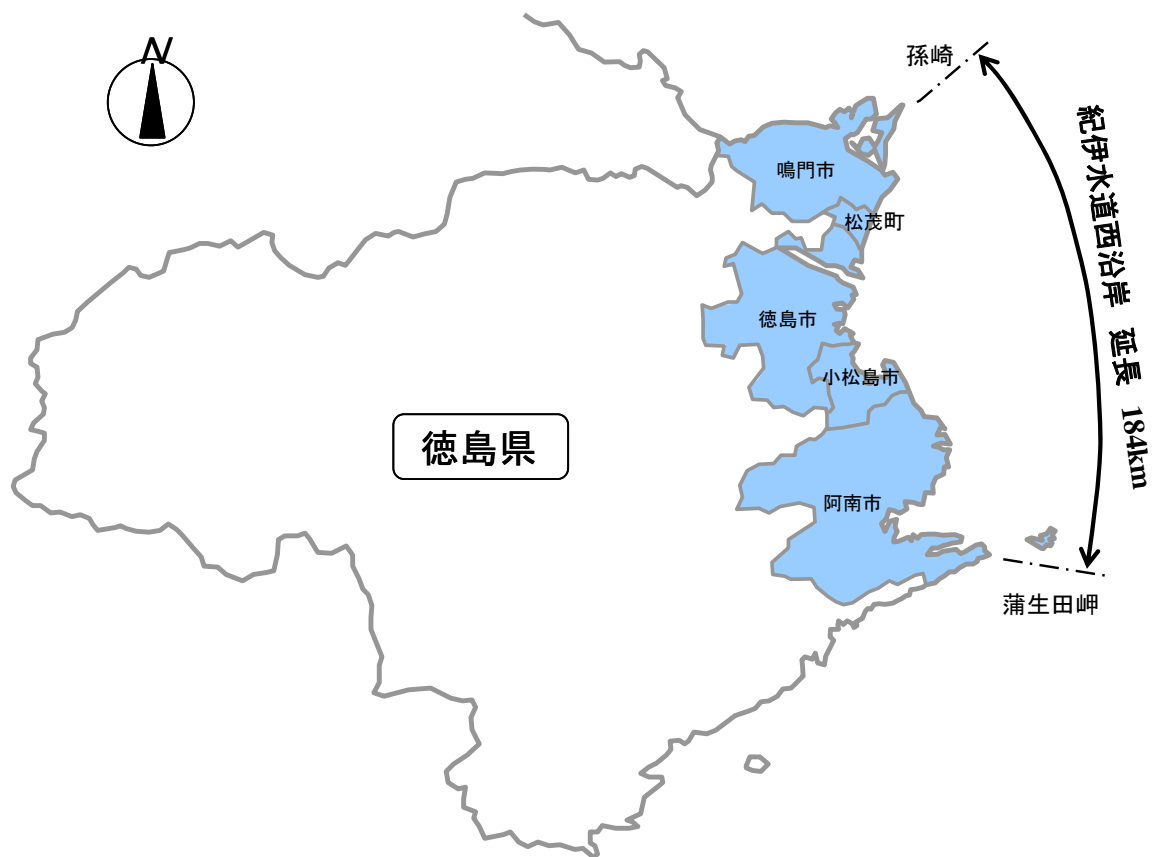
北ノ脇海水浴場



蒲生田岬

## 2. 紀伊水道西沿岸の区域

紀伊水道西沿岸の区域は下記のとおりで、徳島県下における鳴門市、徳島市、小松島市、阿南市、松茂町の4市1町である。



### 3. 紀伊水道西沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

#### 3-1. 紀伊水道西沿岸における計画策定方針

##### <徳島県における計画策定方針>

- 「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。

○海岸保全施設整備の整備に関する事項：「海岸保全区域」を対象

○その他、海岸の管理に関する事項：「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」を対象

- 「本基本計画」の内容は、改正海岸法に定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、目指すべき方向性・海岸保全への取組み方針についても定めるものとする。

- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取組みを推進していくものである。

- 海岸事業\*を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。

したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから手を加えない海岸や維持補修等に対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。

※海岸事業：高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、海岸環境整備事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業

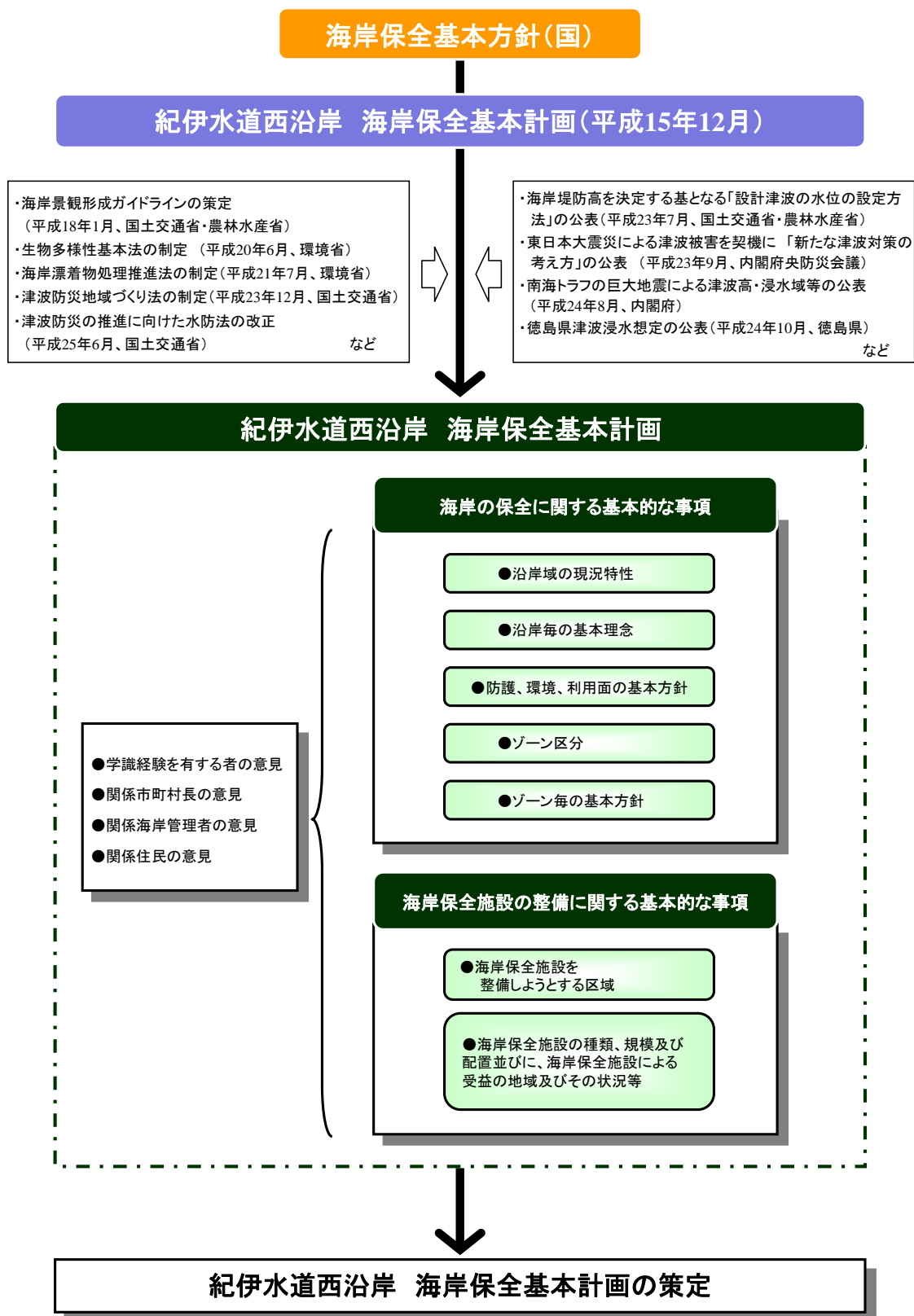
- 抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、今後の事業着手に伴う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものとする。

具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細設計段階にて検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。

- 「本基本計画」の対象期間は、今後 20 年から 30 年間とする。

なお、自然的・社会的状況の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。

### 3-2. 紀伊水道西沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

## 4. 紀伊水道西沿岸の海岸保全に関する基本理念

紀伊水道西沿岸における海岸の現状や課題を踏まえ、「鳴門から阿南へ 暮らしを守り 自然と人が息づく 阿波の海岸づくり」を「紀伊水道西沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、この理念の基に海岸保全を実施する。

### 鳴門から阿南へ 暮らしを守り 自然と人が息づく 阿波の海岸づくり

#### 【 安全で安心して暮らせるための海岸形成 と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

海岸保全施設の整備水準の向上や安全性の高い施設整備を行い日常の暮らしを守るとともに、高潮や波浪、津波に対する警戒を強化し、安全で安心できる海岸づくりを進める。

南海トラフ地震による津波に対しては、「事前防災・減災」の考え方にに基づき防護施設の整備を行う。

また、侵食を受けている海岸では、適切な土砂管理を検討・実施していくとともに、貴重な砂浜の保護・保全、及び養浜等による砂浜の再生を図り、面的防護を強化する。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

#### 【 自然が息づく海岸環境の保全と暮らしとの共生 】

瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園などの良好な自然環境、アカウミガメの産卵地や市街地周辺に残っている貴重な干潟といった紀伊水道の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然が息づく海岸を保全する。

また同時に、こうした豊かな海岸環境と人々の暮らしや活動との共生を図り、自然と人が息づく海岸づくりを進める。

#### 【 多様なニーズに対応しつつ自然にやさしい海岸利用の促進 】

子供から高齢者まで誰もが安心して憩えることを基本に、カヌーやサーフィンなどの海洋性レジャー、海水浴、自然を活かした体験活動及び地びき網によるイベントなど、様々なニーズに対応した海岸づくりに努める。

さらに、海岸利用のルールづくり、マナー啓発及び海岸清掃活動の強化を図り、自然にやさしい海岸利用を促進する。